平成２９年（フ）第７１号
北海道苫小牧市春日町１丁目９番14号ハイム夢限102
債務者　湯浅　孝一
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第１１４号
三重県鈴鹿市東玉垣町2533番地の４　コーポ田中Ｃ号
債務者　水谷　　敏
1　決定年月日時　平成29年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１２０号
三重県津市河芸町東千里3058番地37　レオパレスカーサハルモニア201号
債務者　山下　　裕
1　決定年月日時　平成29年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３８６号
神戸市灘区将軍通２丁目４番10号
債務者　稲井哲二郎
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４３２号
神戸市長田区東尻池町５丁目８番８号
債務者　槙下　雅之
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３９号
兵庫県豊岡市但東町佐田546番地の２、前住所兵庫県豊岡市野上848番地の１　ストークフォーレストＩ棟201号室
債務者　谷本　隆史
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２９年（フ）第６０号
鳥取県八頭郡八頭町郡家667番地２、旧住所鳥取県鳥取市吉方温泉４丁目678番地　メゾン・ド・ナリヤ707号
債務者　能見　　豊
1　決定年月日時　平成29年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３９号
福岡県田川郡福智町赤池618番地９
債務者　池田千鶴美
1　決定年月日時　平成29年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２９年（フ）第８９号
佐賀市蓮池町大字見島474番地、前住所千葉県松戸市三ケ月1274番地　コーポ・マルショウ402号
債務者　岡　　雄太
1　決定年月日時　平成29年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１０９号
秋田市金足浦山字金ケ崎64番地
債務者　齊藤　範夫
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５６号
金沢市寺町４丁目11番24号、申立時の住所金沢市芳斉１丁目15番６号　スカイハイツ芳斉906号
債務者　西田　**朋**子（旧姓辻本）
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７号
京都府亀岡市下矢田町東法楽寺55番地17
債務者　矢部　好子
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２９年（フ）第１８号
高知県土佐清水市加久見1466番地59、住民票上の住所高知県土佐清水市加久見1466番地72
債務者　岡原　修一
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後２時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２９年（フ）第１２９号
佐賀市多布施３丁目14番50号　平成ハイツ２階
債務者　埜口　仁美
1　決定年月日時　平成29年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３１号
青森県北津軽郡中泊町大字中里字亀山291番地
債務者　今　　優
1　決定年月日時　平成29年６月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２９年（フ）第３６号
青森県平川市柏木町藤山３―17長谷川アパート１―10、住民票上の住所青森県平川市柏木町藤山30番地33アーバンハウス１号
債務者　小田桐拓也
1　決定年月日時　平成29年６月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第１２８６号
名古屋市千種区月ケ丘３丁目５番27号
債務者　齋藤チンイン
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部